

インボイス制度 確認シート < 登録編 >

2023年10月からインボイス制度が始まります。
インボイスを発行するには、**予め発行事業者への登録が必要です。**
そして、**登録できるのは消費税の課税事業者に限られています。**

まずは登録が必要かどうか、以下で確認してみましょう。



① 貴社のお客様についてお聞かせください

- ☐ お客様は事業者が中心で、請求書や領収書などを発行している¹
- ☐ 主要なお客様が、インボイスの発行を希望されている¹

どちらも当てはまらなければ……

- ☐ お客様に、事業規模の大きな事業者（売上5,000万円以上）がいる²
- ☐ 事業者のお客様もいて、請求書や領収書などを発行することがある¹

どちらも当てはまらなければ……

いずれかに当てはまるなら……

お客様は
・一般消費者
・事業者でもインボイス不要
だと思われるので
今のところ登録は必要ないと思われます

貴社は、常に消費税の課税事業者ですか？

- ☐ はい
- ☐ いいえ

→ 登録をお勧めします ③へ

→ 登録されるか検討が必要です ②へ

いずれかに当てはまるなら……

登録をお勧めします ③へ

② 登録した場合、次のメリット・デメリットが考えられます

メリット	インボイスが発行できます ³ このことが原因で、お客様を失う心配がありません ¹
デメリット	消費税の申告・納付が必要です ⁴ 発行したインボイスの写しの保存が求められます 登録日から一定期間は、免税事業者に戻ることはできません

お悩み、ご不明点は
ご相談ください



③ 登録される際は、以下の点にご注意ください

- ☐ 制度開始からインボイスを発行するには、2023年3月31日までに登録申請手続きをお済ませください
- ☐ 免税事業者の方で、登録後に簡易課税制度を適用する場合には、別途手続きが必要です

1 そのお客様が免税事業者や簡易課税制度を選択適用している課税事業者である場合には、インボイスの交付は要求されません。
2 インボイス制度が始まると、課税事業者はインボイスがない取引について高い消費税を納めることになる場合があります（最初の6年間は経過措置により一定割合が軽減されます）。そのため、インボイスが発行できない事業者との取引を敬遠する事業者も出てくるのが予想されます。
3 登録していない事業者は、インボイスの発行ができません。インボイスに該当しない請求書等の発行は可能です。
4 売上高の大小にかかわらず、消費税の申告・納付が必要となります。一定の要件を満たしている場合は、簡易課税制度を選択適用することで、事務負担を軽減することができます。

登録のご相談も承っております。お気軽にお声がけください。